

## 農業委員会第19回総会議事録

1. 日 時 令和4年1月14日（金）午前9時30分～午前10時30分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（15人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1番	田中 恒司	4番	佐々木 平	5番	小菅 武次
7番	飯田 秀治	8番	辻 望	9番	加藤 三久
10番	小林 伸康	11番	大石 徹也	13番	稲田 利幹
16番	大野 久美子	17番	三田 久憲	18番	豊田 栄美子
19番	望月 広志				

4. 欠席委員（4人）

2番	長谷 康郎	12番	平子 伸	14番	上田 みね子
15番	近藤 啓子				

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹  
農林水産課農政G 武内  
耕地課 玉田課長

6. 議事日程

開会

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
	第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
	第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
	第6号議案	農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項3号 農地法第3条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項4号 農地法第4条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項5号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・  
所有権）

報告事項6号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・  
貸借権）

報告事項7号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項8号 非農地証明願について（市証明）

報告事項9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項10号 時効取得による移転について

報告事項11号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人  
の定期報告について

## 第2 土地改良事業参加資格の申出について

### 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第19回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第19回総会は、委員の過半数が出

席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号3番鈴木秀様、議席番号4番佐々木平様にお願い申し上げます。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の87番は、譲受人は、利用農地14,635㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,258㎡で、併せて15,893㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機、コンバインを各1台リースされており、農用自動車を3台、トラクターを2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年です。通作時間は車で約20分です。必要な農作業について、年間約200日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、6の91番は、譲受人は、利用農地201,541㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,018㎡ですが、内585㎡は以前から貸借している農地であるため、併せて201,974㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、農用自動車を各2台、コンバインを1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約180日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、9の92番は、譲受人は、利用農地8,862㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,752㎡ですが、自身が持分2分の1を所有しており、残りの持分2分の1も自身へ所有権移転するもので、合計面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機、コンバインを各1台リースされており、トラクター、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が1名です。通作距離は約700mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請につい

ては特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

22の6番、7番、8番は、借り人が同一の為、併せて説明いたします。借り人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は、6番が1,900㎡、7番が1,325㎡、8番が1,378㎡、合計4,603㎡ですが、この後ご審議いただきます第6号議案、農用地利用集積計画で2,257㎡申請されており、併せて6,860㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機を各2台所有されています。労働力及び技術につきましては、経歴3年が4名で、経歴3年の1名を増員予定です。通作時間は車で約3分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が総議決権の過半を占めており、役員は過半が法人の農業に常時従事する構成員であり、役員は1名以上が農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約240日従事されます。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

19の15番は、農業用施設用地（資材置場兼出荷場）として転用したい旨の申請で

す。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、農地法第4条第6項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリート柵板及び土留めが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、1月7日に現地確認を実施しております。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の96番は、二輪車用ガレージ置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南西へ約2,170mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲に隣接する農地は無い為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の100番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約660mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の101番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南東へ約670mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、2の99番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は庄野地区市民センターから南西へ約540mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3の98番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから北西へ約1,240mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の97番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約860mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上6件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、1の72番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから西へ約1,390mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取

水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の68番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約2,760mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の71番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲駅から北東へ約940mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の70番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約590mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、21の66番は、営農型太陽光パネル設置用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は許可日より10年間です。通常一時転用期間は最長で3年間ですが、こちらは認定農業者が行う営農型太陽光発電事業の為、10年までの一時転用が認められています。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は設置に加え撤去費用も含めた金額を、融資の見込みがあること及び通帳の写しにて確認しています。面積について、営農型太陽光発電事業ではパネル支柱部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。パネル下部農地についてはシラカシ、アラカシ、ウバメガシを栽培する旨の営農計画書が提出されています。また、知見を有するものとして、全国で営農型太陽光発電の実地調査・影響実証を行っている法人から適切な営農がなされる見込みがある旨の意見書も併せて提出されています。雨水は自然浸透で、周辺農地への

支障はないと考えています。

続きまして、21の67番は、営農型太陽光パネル設置用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は許可日より10年間です。通常一時転用期間は最長で3年間ですが、こちらは認定農業者が行う営農型太陽光発電事業の為、10年までの一時転用が認められています。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は設置に加え撤去費用も含めた金額を、融資の見込みがあること及び通帳の写しにて確認しています。面積について、営農型太陽光発電事業ではパネル支柱部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。パネル下部農地についてはシラカシ、アラカシ、ウバメガシを栽培する旨の営農計画書が提出されています。また、知見を有するものとして、全国で営農型太陽光発電の実地調査・影響実証を行っている法人から適切な営農がなされる見込みがある旨の意見書も併せて提出されています。雨水は自然浸透で、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の69番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約630mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は領収書及び残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置している為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上7件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

大石委員

営農型太陽光ですが、全国の調査機関が認めているのでOKというけど、非常に分かりにくい。調査機関が認めれば何でもいいというのは、違うのではないか。

事務局

調査機関の意見書ですが、全国で営農型太陽光の実地調査・影響実証を行っている法人の意見書は有効とされているので、それが提出されているのであれば、それをもって進めざるを得ないと考えます。

大石委員

事務局としても、その意見書が公共性もあるからいいという判断でOKしているということですね。営農型の下でカシなどを作るということですが、私どもでは判断できないので、そういう機関が、これくらいの採光率であればいいと、知見から判断しているのであればいいと思いますが。

議長（堀田会長）

営農型太陽光パネルというのは、昨年度も色々と意見がございましたが、平均80パーセント以上の収益を目標としてくださいよという指導がありました。カーボンニュートラルの方針を踏まえまして、農林省は、80パーセント以上の収益でも可という方針を打ち出しております。鈴鹿の場合、営農型太陽光の傾向といたしまして、特に植木農家さんが多いと思います。私も今までの現地を見させていただきますと、日光の要らないタマリユウとかヒイラギナンテンとか、一般の太陽光と違いますのは、採光する面積が50パーセントになっております。県下でも鈴鹿の営農型太陽光が基準を満たしているのかなと思いますし、この案件のポット栽培につきましては、充分生産できると確信をしております。支柱部分は転用許可が必要でありますし、全般的には、今出している基準を満たしていれば、許可する方向で進めていきたいと考えております。

大石委員

私が言いたいのは、基準を満たしているというのが、私どもでは分からないので、事務局として、きちっとした判断基準をもって許可しているのかと思ったところがあったので、お聞きしました。

議長（堀田会長）

他にご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は承認といたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書10ページ目19番は一ノ宮地区で米40kgの物納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認といたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第6号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書1ページ目1番は、国府地区で使用貸借です。

2ページ目2番は、庄野地区で所有権移転です。

3ページ3番及び4番は、加佐登地区で使用貸借です。

4ページ目5番及び6番は、石薬師地区で使用貸借です。

5ページ目7番は、白子地区で米15kgの物納です。

6ページ目8番は、稻生地区で3,300円の金納です。

7ページ目9番は、飯野地区で米35kgと50kgの物納です。

8ページ目10番から9ページ目18番は、河曲地区です。10番から16番は、使用貸借です。17番は、使用貸借と米25kgと50kg相当の金納です。18番は、2筆合計で米210kgの物納です。

10ページ目20番から24番は、一ノ宮地区です。20番は、使用貸借です。21番は、米25kgの物納です。22番は、米25kgと35kgの物納です。23番は、米35kgと50kgの物納です。24番は、米10kgと35kgと50kgの物納です。

11ページ目25番から12ページ目30番は、箕田地区です。25番は、米35kg相当の金納です。26番は、米50kgの物納です。27番は、米10kgと25kgの物納です。28番は、米25kgと2筆合計で米25kgと3筆合計で米50kgの物納です。29番は、米10kgと35kgと50kgの物納です。30番は、米10kgと25kgと35kgと50kgの物納です。

13ページ目31番は、玉垣地区で米40kgの物納です。

14ページ目32番は、若松地区で米25kgの物納です。

15ページ目33番は、栄地区で中間管理機構を通した米30kg相当の金納です。

16ページ目34番から18ページ目39番は、天名地区です。34番から36番は、中間管理機構を通した使用貸借です。37番は、米30kg相当の金納です。38番および39番は、米30kgと60kg相当の金納です。

19ページ目40番及び41番は、合川地区で米60kgの物納です。

20ページ目42番及び43番は、井田川地区です。42番は、5,000円の金納です。43番は、米10kgと30kgの物納です。

21ページ目44番は、久間田地区で20,000円の金納です。

22ページ目45番から23ページ目55番は、深伊沢地区です。45番は、使用貸借です。46番は、15,000円の金納です。47番及び48番は、20,000円の金納です。49番から51番は、24,000円の金納です。52番及び53番は、26,000円の金納です。54番は、30,000円の金納です。55番は、54,000円の金納です。

24ページ目56番から25ページ目65番は、鈴峰地区です。56番から59番は、使用貸借です。60番及び61番は、20,000円の金納です。62番及び63番は、21,000円の金納です。64番は、37,000円の金納です。65番

は、15,000円の金納です。

26ページ目66番は、庄内地区で中間管理機構を通した2,200円の金納です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第6号議案は、承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から11につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から11の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 土地改良事業参加資格の申出についてでございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議事第2について、議事の担当課である耕地課より説明いたします。

事務局（耕地課）

議事第2 土地改良事業参加資格の申出について説明いたします。

本件は、鈴鹿市秋永町、五祝町、磯山町及び津市の河芸町を区域としたほ場整備事業の実施に伴い新たに組織される土地改良区につきまして、その設立認可の申請や、当該土地改良区の組合員として、地区内の農地の所有者が参加するための申出でございます。

土地改良区とは、土地改良法に基づき地域の関係農業者により組織される団体で、農業用の用水や排水の施設整備、区画整理等の土地改良事業を実施するほか、造成した土地改良施設の維持管理等を行う組織です。当地区のほ場整備事業は、国の補助事業である農地中間管理機構関連農地整備事業により、令和4年度新規として事業採択に向けて進めております。

この事業は、ほ場整備の対象となる農地について、県の農地中間管理機構を通じて、受け手となる担い手に耕作権がついていることが必須の要件となっておりますことから、昨年の総会にてご承認をいただき、現在、それぞれに賃借権が設定されております。

お手元に参考資料として、土地改良法の抜粋をお配りさせていただいておりますが、

土地改良法では、第3条において、土地改良事業に参加する資格を規定しており、所有権以外の権原に基づき耕作に供される農地につきましては、農業委員会に対し、その所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、農業委員会がこれを承認した場合に、所有者の参加資格が与えられるものでございます。

当地区の整備対象農地は、現在、全てに賃借権が設定されておりますことから、所有者が土地改良区の設立や組合員として参加するにあたり、本件、土地改良事業に参加する旨の申出を行うものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（堀田会長）

ただ今、耕地課から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

大石委員

スマート農業が叫ばれているときに、この改良事業では、5000㎡とか1haとか、時代にあった面積の土地改良をされるのですか。

耕地課

当該地区につきましては、大正期に1度、ほ場整備がされている1反まちの整理田です。今の計画では12枚を1区画、約1.2haを標準区画といたしまして、道水路の関係で少し面積が減りますので、数パーセント少なくなるかと思えます。併せまして、パイプラインでの送水、排水につきましても、一部暗渠化をして上を利用できるようにするという計画で進めています。

大石委員

非常にすばらしいと思えます。これから新しい申請は受け付けないのですか。

耕地課

受け付けないということはありません。随時ご相談いただきながら、県とも協議して進めるべきものは、進めていくということでございます。

大石委員

農家が儲からない状況のなかで、小さな農地で耕作することを考えれば、1.2haというのはこの辺では夢のような広さです。そういうのを農業委員会中心に背中を押していったらいかがですか。

議長（堀田会長）

1.2haというのはかなり大きな区画で、西部のほうでは合いそうにないような区画で、我々のところでは3反、昔は1反でありました。担い手さんが補助金で畔をとって作業効率を上げているというのが現状かと思えますし、西部のほうでは、パイプライン引いて、暗渠作ってというのは難しいかと思えますが、希望があれば、各地区の総意で、耕地課と相談しながら、国の予算があればできるのではないかと思います。

大石委員

山間部の小さな田は、このままだと、耕作放棄地になっていく可能性が高いので、

そういう意味では、かなりのお金をかけてでも、担い手の方がここなら続けていきたいと思うような耕作面積を確保するようにしていかないと、10年もすれば、山間部はほとんど荒れていくと思うので。非常に工事は難しいかも知れないが、地権者が同意すればやれないことはないと思うので、こういうところに投資してやっていかないと農地は守っていけないと思います。今ここで議論することではないと思いますが、すばらしいですね。

辻委員

参考に教えていただきたいのですが、今回の平均減歩率はどれくらいですか。

耕地課

まだ詳細に計画が出来ておりませんので、細かい数字は出ないのですが、5パーセント程度と思われます。

議長（堀田会長）

他に、別段無いようでございますので、議事第2は、承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。